

有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての生産行程管理者等の認証の技術的基準

1 適用範囲

この基準は、登録認証機関及び登録外国認証機関（以下“認証機関等”という。）が日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下“法”という。）第10条第2項及び第30条第2項の規定に基づき行う有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。以下同じ。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者（以下“生産行程管理者等”という。）の認証の技術的基準を規定する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この基準に引用されることによって、その一部又は全部がこの基準の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版を適用する。

JAS 1605 有機農産物

JAS 1607 有機飼料

3 用語及び定義

この基準で用いる主な用語及び定義は、**JAS 1605** 及び **JAS 1607** による。

4 生産及び保管に係る施設

4.1 生産に係る施設

4.1.1 ほ場、栽培場又は採取場が、**JAS 1605** の **5.1**、**5.2** 又は **5.3** に適合していなければならない。ただし、多年生の牧草を生産する場合にあっては、**JAS 1605** の **5.1.2 a)** の“多年生の植物から収穫される農産物にあってはその最初の収穫前3年以上”とあるのは、“多年生の牧草にあってはその最初の収穫前2年以上”と読み替える。

4.1.2 育苗を行う場所が、**JAS 1605** の **5.1** 又は **5.12** に適合していなければならない。

4.2 保管に係る施設

JAS 1605 の **5.13** に従い管理を行うのに支障のない広さ、明るさ及び構造であり、適切に清掃されていなければならない。

5 生産行程の管理又は把握の実施方法

5.1 **6.2** に規定する生産行程管理責任者に、次の職務を行わせなければならない。

a) 生産行程の管理〔外注管理（生産行程の管理の一部を外部の者に委託して行わせることをいう。以下同じ。）を含

む。以下同じ。] 又は把握に関する計画の立案及び推進

- b) 生産行程の管理において外注管理を行う場合にあつては、外注先の選定基準、外注内容、外注手続等当該外注に関する管理又は把握に関する計画の立案及び推進
- c) 生産行程に生じた異常等に関する処置又は指導

5.2 次の事項 [採取場において有機農産物又は有機飼料を採取する場合にあつては、a)～c)を除く。] について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していなければならない。

- a) 種子、苗等又は種菌の入手に関する事項
- b) スプラウト類を栽培施設で生産する場合にあつては、種子の殺菌に関する事項
- c) 肥培管理、栽培管理、有害動植物の防除、一般管理及び育苗管理に関する事項
- d) 生産に使用する機械及び器具に関する事項
- e) 収穫、受入れ、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫及び受入れ以後の工程に係る管理に関する事項
- f) 生産行程の管理又は把握に係る記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項
- g) 苦情処理に関する事項
- h) 年間の生産計画の策定及び当該計画の認証機関等への通知に関する事項
- i) 生産行程の管理又は把握の実施状況についての認証機関等による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

5.3 内部規程に従い生産行程の管理及び把握に関する業務を適切に行わなければならない。

5.4 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知することとしていなければならない。

6 生産行程の管理又は把握を担当する者の資格及び人数

6.1 生産行程管理担当者

生産行程の管理又は把握を担当する者（以下“生産行程管理担当者”という。）として、次のいずれかに該当する者が1人以上（当該生産行程管理者等が複数の生産及び保管に係る施設を管理し、又は把握している場合にあつては、当該施設の数、分散の状況等に応じて適正な生産行程の管理又は把握を行うのに必要な人数以上）置かれていなければならない。

- a) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学で農業生産に関する授業科目の単位を取得して卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者であつて、農業生産又は農業生産に関する指導、調査若しくは試験研究に1年以上従事した経験を有するもの
- b) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であつて、農業生産又は農業生産に関する指導、調査若しくは試験研究に2年以上従事した経験を有するもの
- c) 農業生産又は農業生産に関する指導、調査若しくは試験研究に3年以上従事した経験を有する者

6.2 生産行程管理責任者

次による。

- a) 生産行程管理担当者が1人置かれている場合にあつては、その者が生産行程管理責任者として、認証機関等の指定する講習会（以下“講習会”という。）において有機農産物又は有機飼料の生産行程の管理又は把握に関する課程を修了していなければならない。
- b) 生産行程管理担当者が複数置かれている場合にあつては、生産行程管理担当者の中から、講習会において有機農産物又は有機飼料の生産行程の管理又は把握に関する課程を修了した者が、生産行程管理責任者として1人選任されていなければならない。

7 格付の実施方法

7.1 次の事項について、格付に関する規程（以下“格付規程”という。）を具体的かつ体系的に整備していなければならない。

- a) 生産行程についての検査に関する事項
- b) 格付の表示に関する事項
- c) 格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項
- d) 出荷後に **JAS 1605** 又は **JAS 1607** に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項
- e) 格付に係る記録の作成及び保存に関する事項
- f) 格付の実施状況についての認証機関等による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

7.2 格付規程に従い格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確実と認められなければならない。

7.3 名称の表示が、有機農産物にあつては **JAS 1605** の**箇条 6** に定める方法で、有機飼料にあつては **JAS 1607** の**箇条 6** に定める方法で適切に行われることが確実と認められなければならない。

8 格付を担当する者の資格及び人数

8.1 格付担当者

格付を担当する者（以下“格付担当者”という。）として、**6.1 a)～c)**のいずれかに該当する者であつて、講習会において有機農産物又は有機飼料の格付に関する課程を修了したものが1人以上（当該生産行程管理者等が複数の生産及び保管に係る施設を管理し、又は把握している場合にあつては、当該施設の数、分散の状況等に応じて適正な格付を行うのに必要な人数以上）置かれていなければならない。

8.2 格付責任者

格付担当者が複数置かれている場合にあつては、格付担当者の中から、格付責任者として1人選任されていなければならない。

9 認証生産行程管理者等の生産に係る施設

ほ場、栽培場、採取場又は育苗を行う場所若しくはほ場に使用する種子若しくは苗等が栽培された場所に、法第10条第2項又は第30条第2項の規定による認証を受けた生産行程管理者又は外国生産行程管理者の責に帰さない事由によって使用禁止資材が混入した場合において、当該使用禁止資材の量が微量であると認められるとき又は植物防疫法（昭和25年法律第151号）に基づく防除として使用禁止資材が使用されたときにあつては、**4.1.1** 又は **4.1.2** の適用に当たっては、当該使用禁止資材を使用していないものとみなす。

制定等の履歴

制 定 平成 17 年 11 月 25 日農林水産省告示第 1830 号
改 正 平成 18 年 2 月 22 日農林水産省告示第 186 号
改 正 平成 24 年 4 月 27 日農林水産省告示第 1178 号
改 正 平成 27 年 12 月 3 日農林水産省告示第 2598 号
改 正 平成 28 年 6 月 1 日農林水産省告示第 1256 号
改 正 平成 30 年 3 月 29 日農林水産省告示第 687 号
最終改正 令和 6 年 7 月 1 日農林水産省告示第 1284 号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和 6 年 7 月 1 日農林水産省告示第 1284 号
令和 6 年 7 月 31 日から施行する。